

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

### 告 示

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件

○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件  
○生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件  
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件

○地籍調査の成果について認証した件  
○土地改良法により換地計画を定めた件

○土地改良法により換地処分をした件三件

○道路の供用を開始する件三件  
○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件

○車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件

### 公 告

○二月県議会臨時会において議決された予算の要領を公表する件

○一般競争入札を行う件  
○免稅証を無効とする件

○地方税法により特約業者の指定を取り消した件

○種畜証明書を交付した件  
○宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件四件

### 福 島 県 警 察 本 部

○一般競争入札を行う件

○一般競争入札を行う件

○一般競争入札を行う件

○一般競争入札を行う件

### 福 島 県 収 用 委 員 会

○一般競争入札を行う件

○裁決書の正本を公示送達するため告示する件

### 福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

○すくい網漁業について指示する件  
○こうなご電気棒受網漁業について指示する件

## 規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年二月二十日

### 福 島 県 規 則 第 五 号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

### 附 則

この規則は、平成二十一年三月一日から施行する。

(建築住宅課)

### 福 島 県 規 則 第 六 号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二新ふくしま農業協同組合の項中「すぎのめ支所」を「すぎのめ支店」に、「茂庭支所、庭坂支所」を「茂庭支店、庭坂支店」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(出納総務課)

## 告 示

### 福 島 県 告 示 第 九 十 七 号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号))

第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成二十一年二月二十日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こばやし子ども・内科ク リニック	伊達市梁川町字内町四七	平成二〇年一 二月一日
みなみあいづ眼科	南会津郡南会津町田島字大坪一六一	平成二二年二 月一日
耳鼻咽喉科あべクリニック	同 郡同 町永田字風下二一一	同
相原歯科医院	伊達郡川俣町字瓦町六二	同 年一 月一日
ライフデンタルオフィス	須賀川市岡東町一四八―二	同
本郷歯科診療所	大沼郡会津美里町字川原町甲一八三―一	同 年同 月五日
ファーマシーダイマル	南会津郡南会津町永田字風下甲二―三	同 年二 月一日
あい田島薬局	同 郡同 町田島字大坪一六一	同 (社会福祉課)

福島県告示第九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
ほはら訪問看護ステーション	伊達市保原町字赤橋三七―五	伊達市保原町字岡代一〇―一

(社会福祉課)

福島県告示第九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十一年二月二十日

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小林内科医院	伊達市梁川町字内町四七	平成二〇年一 月三〇日
医療法人金子医院	相馬市中村字曲田一三〇	同
医療法人明精会本郷診療所	大沼郡会津美里町字瀬戸町甲三二六―二	同 年二 月三一日
相原歯科医院	伊達郡川俣町字瓦町六二	同 (社会福祉課)

福島県告示第一百号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
あけぼの薬局新白河店	白河市豊地弥次郎九一―一	平成二〇年一 月一七日

(社会福祉課)

福島県告示第一百一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

病 名	畜 種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘 要
ヨーネ病	牛	患畜	三頭	いわき市	平成二二年 二月二二日	命令殺

(畜産課)

福島県告示第百二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市湊町大字平潟の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、長屋地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十一年二月二十日

平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年二月二十三日から

同 年三月十六日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所

本宮市役所

（農地管理課）

福島県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十一年二月十日染地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

（農地管理課）

福島県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十一年二月九日西側地区の県営区画整理事業に係る第1換地区の換地処分をした。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十一年二月九日西側地区の県営区画整理事業に係る第2換地区の換地処分をした。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

（農地管理課）

福島県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道熊倉塩川線	喜多方市塩川町大字小府根字古屋敷四四番一地从先から 同 市塩川町大字小府根字蓮沼三三番四地先まで	平成二十一年二月二十日

（道路計画課）

福島県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道会津若松裏磐梯線	耶麻郡北塩原村大字松原字狐山一一三〇番六〇地先から 同 郡同 村大字松原字狐山一一三〇番六六地先まで	平成二十一年二月二十日

福島県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

（道路計画課）

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道四五九号	耶麻郡西会津町奥川大字飯里字宮ノ上二四八九番地先から 同 郡同 町奥川大字飯里字宮ノ上三三三番一地先まで	平成二十一年二月二〇日

（道路計画課）

福島県告示第百十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区間
県道庭坂福島線	福島市野田町四丁目三二二番六地先から同市三河北町八六番一地先までの下り線

（道路計画課）

福島県告示第百十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二一八号	須賀川市大黒町一四番一五地先から 同 市牛袋町八五番地先まで
県道矢吹小野線	石川郡平田村大字上蓬田字古屋敷八五番一地先から 田村郡小野町大字小野新町字馬番八番九地先まで
県道中野須賀川線	須賀川市牛袋町一一三番地先から 同 市牛袋町八五番地先まで
県道須賀川二本松線	郡山市笹川一丁目二七六番二地先から 同 市安積町日出山三丁目二八一番地先まで

二 指定する期日

平成二十一年四月一日

三 通行方法

高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の上表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならぬ。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りやすいためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横○・二三メートル以上、縦○・一二メートル以上（又は横○・一二メートル以上、縦○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

（道路計画課）

公 告

公告第八十三号

平成二十一年二月福島県議会臨時会において議決された平成二十年度の福島県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

平成20年度福島県一般会計補正予算(第4号)

平成20年度福島県一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ852,904,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14	諸収入	74,650,539	10,000,000	84,650,539
	4	59,316,572	10,000,000	69,316,572
歳入	合計	842,904,417	10,000,000	852,904,417

歳 出 (単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7	商工費	55,582,826	10,000,000	65,582,826
	1	55,053,430	10,000,000	65,053,430
歳出	合計	842,904,417	10,000,000	852,904,417

(総務課)

公告第八十四号

給与システム入力データ変換業務(データエントリー業務)委託について、次のとお

り一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 件名及び予定数量 給与システム入力データ変換業務(データエントリー業務)一式

(一) 一般データエントリー 三十八万四千百件

(二) 例月給与 二千件

(三) 給与口座管理 二千八百件

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

3 一般データ(一バイト文字のみのデータをいう。以下同じ。)及び日本語データ(二バイト文字と二バイト文字が混在するデータをいう。以下同じ。)の平均文字

数をそれぞれ六十八文字及び四十八文字として、一日当たり、一般データを一万件以上又は日本語データを千件以上処理する能力を有し、かつ、一般データを処理する

場合、午後一時に七千件の入力データを受け取り、翌日の午前九時までに成果品を納入することができる処理能力を有する者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十一年二月二十日(金)から同年三月九日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時三十分まで

2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号  
福島県総務部人事総室人事課  
電話〇二四一五二一七〇七

四 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十一年三月九日(月)午後五時三十分まで必着とする。

3 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十一年三月十八日(水) 午前九時三十分



2 場所 福島県庁西庁舎四階総務部人事総室人事課分室一（福島県福島市杉妻町二番十六号）

五 入札保証金及び契約保証金  
 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、一の1の(一)から(三)までの項目ごとの入札金額の合計額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、一の1の(一)から(三)までの項目ごとの契約金額の合計額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効  
 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力  
 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他  
 1 入札方法 入札書には、一の1の(一)から(三)までの項目ごとにそれぞれ一件ごとの単価及び当該単価に予定数量を乗じて得た額を記載すること。  
 なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 一の1の(一)から(三)までの項目ごとの入札金額のそれぞれが予定価格の制限の範囲内である者であつて、一の1の(一)から(三)までの項目ごとの入札金額の合計額の最低額をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

3 契約書作成の要否 要  
 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(人事課)

公告第八十五号

次の軽油引取税免税証については、平成二十年十月八日南相馬市内において亡失した旨届出があつたので、同日以降当該軽油引取税免税証は無効とする。

平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

亡失した軽油引取税免税証の様式及び種類	番号	枚数
地方税法施行規則(昭和二九年総理府令第二三号)第一八条に規定する第三六号様式一〇	FG六八〇一九〇〇	一枚
〇リットル券		

(税務課)

公告第八十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年二月二十日

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所又は事業 指定取消年月日  
 福島県知事 佐藤雄平

合名会社冠木商店 冠木 啓次 所所在地 喜多方市字二丁目四五 平成二〇年二月三日

(税務課)

公告第八十七号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

種畜証明書の番号	種別	品種	名前	産地	血統	飼養者
平二〇〇 福島臨 三第一 六号	豚	大ヨ 1ク 1シャ	FW267	新潟 県	父 W17-32 母 WG2410N	伊達郡 川俣町 大字山 木屋字 細畑東 山四五 グローバ ルピッグ ファーム 株式会社 福島農場

平二〇 福島臨 三第二	平二〇 福島臨 三第二 三三	平二〇 福島臨 三第二 二二	平二〇 福島臨 三第二 一一	平二〇 福島臨 三第二 〇〇	平二〇 福島臨 三第一 九九	平二〇 福島臨 三第一 八八	平二〇 福島臨 三第一 七七
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	ク ロ デ ッ ユ	大 ヨ ク シ ャ	同	同	ク ロ デ ッ ユ	ラ ン ド ス
F D 2 7 5	F D 2 7 4	F D 2 7 3	F W 2 7 2	F D 2 7 1	F D 2 7 0	F D 2 6 9	F L 2 6 8
同	同	同	同	同	同	同	同
D 2 7   2 4	D P 2 4 0 5	D 1 3   7 7	D S 1 3 4 5	D 1 3   7 7	W G 2 4 1 7	W 1 8   7 4	D G 2 5 6 4
D 1 8   3 9	D S 2 1 4 8	D 1 3   7 7	D B 2 1 4 0	D 3 0   1 9	L P 2 3 5 2 T	L 6   9 4	
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同

平二〇 福島臨 三第二 七号	平二〇 福島臨 三第二 六号	平二〇 福島臨 三第二 五号	四号
同	同	同	
ラ ン ド ス	大 ヨ ク シ ャ	同	
F L 2 7 8	F W 2 7 7	F D 2 7 6	
同	同	同	
L オ 2 1 5 8	L 6   9 4	W オ 2 1 6 4	D S 1 3 4 2
同	同	同	
同	同	同	

公告第八十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定により、  
次のとおり公開による聴聞を行う。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 聴聞の日時

平成二十一年三月五日 午前十時

二 聴聞の場所

福島市杉妻町二番十六号 県庁西庁舎四階四〇一会議室

三 聴聞の内容

福島市大森字高田九番地有有限会社大富建設が宅地建物取引業法第六十五条第二項の  
規定に該当するため

（建築指導課）

公告第八十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定により、  
次のとおり公開による聴聞を行う。  
平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

（畜産課）

- 一 聴聞の日時  
平成二十一年三月五日 午後一時
- 二 聴聞の場所  
福島市杉妻町二番十六号 県庁西庁舎四階四〇一会議室
- 三 聴聞の内容  
会津若松市館脇町十番三十五号城見荘一号松長不動産商會が宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定に該当するため  
(建築指導課)

#### 公告第九十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 聴聞の日時  
平成二十一年三月九日 午後一時
- 二 聴聞の場所  
福島市杉妻町二番十六号 県庁西庁舎四階四〇一会議室
- 三 聴聞の内容  
郡山市開成四丁目十三番十六号開成ライオンズマンションD棟二〇四東新企画不動産部有限会社が宅地建物取引業法第六十五条第一項の規定に該当するため  
(建築指導課)

#### 公告第九十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十一年二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 聴聞の日時  
平成二十一年三月九日 午後二時
- 二 聴聞の場所  
福島市杉妻町二番十六号 県庁西庁舎四階四〇一会議室
- 三 聴聞の内容  
郡山市虎丸町十八番四号有限会社葬地所が宅地建物取引業法第六十五条第一項の規定に該当するため  
(建築指導課)

## 福島県警察本部

### 福島県警察本部公告第4号

運転免許証更新連絡業務及び高齢者講習受講通知業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成21年2月20日

福島県警察本部長 久保潤二

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名及び予定数量  
運転免許証更新連絡業務及び高齢者講習受講通知業務 406,000件
  - (2) 委託業務の様態等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされ、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
  - (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。
  - (6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
  - (7) 福島県内に事業所を有する者であること。
  - (8) 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績があり、かつ、業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(8)までに掲げる事項については証明できる書類を添付して、平成21年3月6日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認





入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月6日(金)午後5時30分までに、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8101 福島県福島市上町7番31号

福島県福島警察署庶務課

電話024-522-2121

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年2月27日(金) 午後1時30分 福島県福島運転免許センター4階会議室(福島県福島市町庭坂字大原1番1号)

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月23日(月) 午後1時30分 福島県福島警察署4階大会議室

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

#### 8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(庶務課)

## 県庁長官の訓令

### 福島県郡山警察署公告第1号

郡山警察署放置車両確認事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成21年2月20日

福島県郡山警察署長 菊地 俊

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 郡山警察署放置車両確認事務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県郡山警察署の管轄区域

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされ、又は更生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者若しくは認められる者であること。
- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。
- (6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
- (7) 仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (8) 入札参加資格確認申請書までに道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。
  - ア 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者
  - イ 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当すると認められる者

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月6日(金)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-8842 福島県郡山市字城清水23番地

福島県郡山警察署庶務課

電話024-922-2800

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年2月27日(金) 午後1時30分 福島県福島運転免許センター4階(福島県福島市町庭坂字大原1番1号)

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月23日(月) 午後1時30分 福島県郡山警察署4階大会議室(福島県郡山市字城清水23番地)

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(庶 務 課)

要 請 書 について

福島県いわき中央警察署公告第1号

いわき中央警察署放置車両確認事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成21年2月20日

福島県いわき中央警察署長 折 笠 寛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 いわき中央警察署放置車両確認事務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県いわき中央警察署の管轄区域

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされ、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされ、又は申立てがなされ、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。

(6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

(7) 仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(8) 入札参加資格確認申請までに道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。

ア 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者



4 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当すると認められる者  
 入札に参加する者に必要な資格の確認

3 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月6日(金)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号973-8601 福島県いわき市内郷御厩町四丁目148番地

福島県いわき中央警察署庶務課

電話0246-26-2121

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年2月27日(金)午後1時30分 福島県福島運転免許センター4階(福島県福島市町庭坂字大原1番1号)

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月23日(月)午後1時30分 福島県いわき中央警察署3階大会議室

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(庶務課)

### 福島県収用委員会

#### 福島県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室(福島県土木部土木総室土木総務課用地室)において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十一年二月二十日

福島県収用委員会

会長 渡邊 健壽

- 一 書類の名称 平成二十一年二月十二日付け明渡裁決に係る裁決書の正本
- 二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住 所
坪井 健一	不明 平成一〇年二月二日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 東京都江東区三好一丁目一番二号 株式会社渡辺電務社)
坪井 勝弘	不明 平成一七年二月二八日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 福島県石川郡平田村大字鴉子字三合二四七番地)
遠藤 正太郎	不明
矢吹 金光	不明 平成一四年一月六日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 東京都新宿区西新宿八丁目一〇番一六号 田口荘一〇号)
大沼 政治	不明 平成一一年一月二九日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 福島県石川郡平田村大字西山字鴉子沢四八二番地)
國井 善一	不明 平成一二年八月二三日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 埼玉県大宮市寿能町一丁目六番地 門倉コーポ二〇七)
歌里 勝也	不明 平成一八年五月二二日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 埼玉県蔵市南町四丁目二二番七号 板倉荘二一C号)
山口 政弘	不明

佐藤 一男	(住民票の住所 埼玉県蕨市中央五丁目一六番一三号 正和コーポ一〇一号) 不明 平成十二年二月二六日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 埼玉県志木市幸町三丁目二番一三三号)
佐藤 定子	不明 (住民票の住所 福島県石川郡平田村大字北方字田麦一四四番地) 不明 平成八年二月一七日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 茨城県猿島郡総和町大字女沼五三八番地の六)
関根 丈央	不明 平成八年二月一七日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 茨城県猿島郡総和町大字女沼五三八番地の六)
上遠野 幸吉	不明 (住民票の住所 福島県石川郡平田村大字西山字川向一四一番地)

三 その他  
前記書類を受領しないときは、平成二十一年三月十三日をもって送達があったものとみなされます。  
(土木総務課用地室)

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会指示第一号

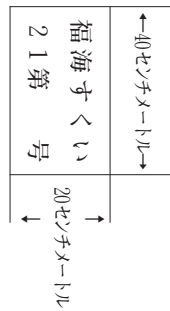
福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
平成二十一年二月二十日

福島海区漁業調整委員会  
会長 前田 幸徳

- 一 操業の承認  
おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船  
すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。
- 三 操業期間  
操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成二十一年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件

#### 1 操業の禁止区域

- 次に掲げる海域での操業は、禁止する。
- (1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域
  - (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）
- 承認証の備付け及び標識の表示  
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



#### 3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

#### 4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

#### 5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

#### 6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までとする。

#### 福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
平成二十一年二月二十日

福島海区漁業調整委員会  
会長 前田 幸徳

#### 一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁



二 業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。  
承認の対象漁船  
こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間  
操業期間は、平成二十一年四月一日から同月三十日までとする。  
制限又は条件

四 1 操業の禁止区域  
次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く。福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示  
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

↑10センチメートル↓	↑	↓
福海こうなご 21第 号	20センチメートル	↓

3 操業の協定  
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告  
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し  
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。  
六 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までとする。